

江田島市庁舎整備ガイドライン（案）
パブリックコメント提出意見及び市の考え方

意見

【沖美市民センターの位置の変更について】

- 現状認識からすれば、沖美町の人口中心は三高地区となっている。沖美支所を改築するならば設置は三高地区へ変更すべきではないか。
- 三高支所を建替えて、沖美支所を三高に移すべきです。（三高地区は沖美町の都市拠点地域になっている。）
- 「公共施設のあり方に関する基本方針（案）」P.8 表2「都市構造区分」で、三高地区は地域拠点とされ、P.18「2 方針に基づく本庁・支所機能」③で「沖美町に市民センターを整備」と記載されている。しかし、「江田島市庁舎整備ガイドライン(案)」ではP.6「(3) 庁舎別組織機構の配置」で「※沖美庁舎は市民センターとして新築し、支所を配置」と記載され、「整備及び移転スケジュール」（A3）で沖美市民センター※新築（H27 旧沖小学校を解体し、新築する旨）の記述があります。
沖小学校跡地ではなく地域拠点である三高地区に沖美庁舎（市民センター）を建設することが、本来の姿だと思われます。
そして、1つの町に1支所の設置であれば、沖美町では三高地区が人口も多く、保・小・中学校も存在しており、海生交流協定を締結している広島市への通学・通勤者が多数います。広島市への西玄関口である三高港を早急に整備し、沖美庁舎を同居させた複合施設を三高に建設することが今後の江田島の将来にとって良策であると思います。再検討をお願いします。
ただし、沖地区には「コミュニティ交流プラザ」の設置が必要条件となります。
- 「市民センター」の具体的な内容がよく分からない。沖美町にヶ所しか設置されないのであれば設置場所については特定せず、協議課題となるのではないか。

【三高支所の整備について】

- 現行の三高支所は「江田島市庁舎整備ガイドライン（案）」II-2-(1)に記載されている「支所」としての機能を有していると思います。
このガイドラインでも他の支所と同様の扱いを受けるべき。
「三高支所」についての計画が一切記載されていない為、三高地区の今後がよく分からない。
- P.1のI-2-③にて、「モデル事業として沖美町に市民センターを整備する」と記載されているが、この「江田島市庁舎整備ガイドライン（案）」の中に、三高支所に関する記載が全くありません。P.9・10のA3では、沖美市民センター※新築として旧沖小学校の跡地にあるかのような記載が見受けられる。どうして沖美町の支所であるもう1つの三高支所の整備（新築）スケジュールが無いのか、理解できないし、納得できない。現在の沖美支所と三高支所は同時期に建設されたもので老朽化しており、耐震化もされていない。三高地区の防災拠点としても利用できない古い建物である。
このガイドラインには、三高支所についての記載は見当たりませんが、当然三高支所（市民センター）も平成28年度に新築される計画になっているのではありませんか。三高地区の住民は、広島市との西玄関口である三高港にふさわしい複合施設の建設（新築）があるものと信じています。
江田島市行政・議会の良識を信じたい。
- 沖美市民センターの説明がありましたが高三の方が今後どのようなようになるのか全然説明がなかった。
どのように運営されるのか!!

【沖美市民センターの沖美ふれあいセンター活用について】

- 市民センターは現沖美ふれあいセンターを活用すれば新築は不要である。人口減の進む江田島市において箱物は出来るだけ少なくし財政負担を軽くする政策を取るべきである。
- 沖美市民センターの建設予定がありますが（市内で高齢化率、人口減少が高い地域）必要はないと思われます。
まだ、沖美ふれあいセンターを多角的利用することを考えるべきです。

【沖美市民センターの廃校活用について】

- 沖小・中等廃校となった建物を1階のみ活用し、その他の上階は撤去すれば耐震対策と少額で済むのではないか。体育館を間仕切して使えば良い。

市の考え方

沖地区・三高地区については、本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画～基本構想～」（平成26年2月）における土地利用構想の中で地域拠点に設定されています。
現沖美支所については、沖美町全域の総合的な支所としての位置付けであることや、沖地区の公共施設の配置状況などを踏まえ、総合的に検討した結果、集会機能等との複合施設として沖美市民センターを新築する予定としています。
なお、三高地区については、三高支所において行政サービスを市民に提供していますが、この行政サービス機能については現状を維持するとともに、今後は、地域の特色などを踏まえた支所・出張所・連絡所機能のあり方を検討していく必要があると考えています。
また、ハコモノについては、現在策定中である「公共施設のあり方に関する基本方針」に基づき、沖美公民館（三高支所）や港湾施設を含む施設の配置状況を踏まえ、地元協議を行いながら、公共施設の再編整備に取り組んで参ります。

意見

【沖美町の防災拠点について】

- 沖美町の「防災拠点」がどこになるのか示されていないように思う。

市の考え方

「庁舎整備ガイドライン」とは、今後の庁舎整備の指針を示すものです。
防災拠点については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて策定した「江田島市地域防災計画」の中で示しており、次のとおり分類しています。
・防災拠点…災害対策活動拠点、避難対策拠点、備蓄拠点、救援物資集積拠点、後方支援拠点、輸送拠点

（沖美町の防災拠点施設）

防災拠点	種別	施設
避難対策拠点	避難場所	沖美公民館 外17施設
	福祉避難所	特別養護老人ホームまほろばの里沖美
備蓄拠点	食料等備蓄場所	沖美ふれあいセンター 外8件
輸送拠点	ヘリポート	鹿田公園（多目的広場） 外3件
	港湾	三高港等港湾施設

意見

【本庁の移転について】

- 本庁は大柿分庁舎への移転となっているが、現状の本庁である能美庁舎は整備及び移転スケジュールでは耐震改修となっている。本庁を現状のまま使用するのに問題があるのか。整備及び移転費用も安くつくのでは。又、利便性を考えた時、現在の場所がベターなのでは!!

市の考え方

公共施設のあり方市民委員会からの最終答申では、庁舎整備の基本方針決定にあたっての重要なポイントとして、「防災機能の確保」、「財政への影響」などが挙げられており、その最終答申を尊重した上で総合的に判断した結果、大柿分庁舎を本庁に選んでいます。
大柿分庁舎の利点は、新耐震基準に適合した庁舎であり、土砂災害・津波・高潮が予想される区域から外れていることと、現庁舎の中で最も面積が広く、設備が整っていることなどが挙げられます。
今後は、防災拠点としての機能を有する場所として整備するとともに、本庁機能の集約化により、業務の迅速化と効率化を図ります。